

「八代市食の感動体験創出事業」仕様書

1. 事業の目的

令和8年(2026年)夏の「熊本デスティネーションキャンペーン(以下「DC」という。)」の開催に合わせ、本市の重要資源である「食」を活用した体験型周遊施策を実施することにより、来訪者の市内滞在時間の延長および回遊性の向上を図るとともに、本市の消費額増加と、将来的なリピーターの創出に繋げることを目的とする。

2. 契約期間

契約締結の日から令和8年10月31日(土)までとする。

3. 業務の視点・基本方針

受託者は、本業務の遂行にあたり、以下の3つの視点を基本方針として企画・運営を行うものとする。

(1) 「食」を起点にした八代回遊シナリオの構築：

特定の観光スポットのみに留まらず、市内飲食店や物産館等が結びつく仕掛けを創り出すこと。単なる移動の推奨ではなく、参加者が自発的に次の場所へ足を運びたくなるような、地域経済への波及効果の高い回遊シナリオを構築すること。

(2) 記憶に刻まれる「質の高い体験」の提供：

アナログ体験を通じて五感を刺激し、デジタルでは代替できない「八代だけの旅の思い出」を提供すること。八代の「食」と「五感」を結びつけた、参加者が持ち帰りたくなる、あるいは語りたくなるアナログ的な仕掛け(カード、記念品、体験等)の企画。

(3) 事業者の「当事者意識」を育む持続可能な仕組みの構築：

運営側の負担を最小限に抑えつつ、飲食店等が自発的に来訪者を歓迎したくなる仕組みを構築すること。DC終了後も、事業者に「おもてなしの土壌」が残り、自立的に継続できるモデルを目指すこと。

4. 業務の詳細

受託者は、前項の視点を踏まえ、本市および関係団体と密接に連携し、以下の業務を遂行すること。

(1) 企画・設計・実施業務

- ① 本市の食（特産品、郷土料理等）をテーマに、アナログ体験を主軸とした周遊促進施策の企画。
- ② 市内飲食店への送客および自発的な回遊を誘発する参加型コンテンツの設計。
- ③ 上記①及び②を実現するために必要な取組の実施（問合せ窓口の設置を含む）。

(2) 広報・周知業務

- ① 本事業を広く周知し、参加を促すための広報計画の立案および実施。
- ② ポスター、チラシ等の広報物の制作および主要観光施設、駅、宿泊施設、協力店舗等への配布・設置。
- ③ SNSやWebメディア、DC関連媒体等を活用した、観光客への効果的な情報発信。

5. 委託料の支払い

- (1) 本業務の委託料は、業務完了後、受託者からの適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、八代市契約規則および八代市会計事務規則に基づき、委託料の100分の50を上限として前金払いを行うことができる。
- (3) 受託者は、前金払いを受けようとするときは、市に対し速やかに請求書を提出しなければならない。

6. 権利の帰属および二次利用の制限

- (1) 本業務を通じて作成された成果物（デザイン、イラスト、写真、データ、企画案等）の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は市に帰属する。
- (2) 受託者は、市が成果物を自由に翻案・改変することに同意し、著作者人格権を行使しないものとする。

7. 安全管理および損害賠償

- (1) 什器等の設置にあたっては、転倒防止等の安全対策を講じ、参加者および第三者の安全を第一とすること。
- (2) 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任と負担において解決すること。

8. 個人情報の取り扱い

- (1) 本業務に関連して取得した個人情報は、本事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業終了後は、市の指示に従い速やかに個人情報の消去または廃棄を行い、その報告を行うこと。

9. 再委託の制限

業務の根幹に関わる再委託は原則として禁止する。補助的業務を再委託する場合は、あらかじめ市の書面による承認を得るものとする。

10. 費用負担

- (1) 本業務を遂行するために必要な旅費、通信費、消耗品費、会議費、その他一切の諸経費は、委託料上限額の範囲内に含まれるものとし、市は委託料以外の費用を負担しない。

11. 成果品

受託者は、令和8年10月31日までに以下の成果品を市に納品すること。

- (1) 実施報告書（実績数値、経済波及効果の推計、広報実績、事業分析・提言を含む）
- (2) 記録写真および本業務で制作したデータ等一式

12. その他

- (1) 契約方法は総額契約とする。
- (2) 業務遂行上、予期せぬ事態が生じた場合、受託者は直ちに市に報告し、その指示を仰ぐものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、市と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。